



平成31年4月26日

大臣官房技術調査課

大臣官房官庁営繕部整備課

大臣官房公共事業調査室

港湾局技術企画課

航空局航空ネットワーク部空港技術課

公共工事の施工体制の改善が進んでいます！

～平成30年度公共工事の施工体制の全国一斉点検結果～

国土交通省は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、国土交通省直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検」を実施した結果、改善すべき事項のあった工事の割合が減少し、施工体制の改善が進んでいることが分かりました。

1. 背景

公共工事を適切に実施するためには、点検等を通じて施工体制を適正なものとすることが重要であることから、国土交通省では平成14年度から毎年直轄工事を対象に「公共工事の施工体制の全国一斉点検（以下、「一斉点検」という。）」を実施しており、平成30年度も10月から12月に稼働している768件の直轄工事を対象に実施しました。

2. 点検結果の概要

- 改善すべき事項のあった工事は全体の約10.8%であり、平成29年度と比較して約1.2%増加したが、点検開始年度からは徐々に公共工事の施工体制の改善が進んでいると考えられます。
- 基本点検項目の改善すべき事項のあった工事は、平成29年度と比較して増加しています。一括下請点検項目の改善すべき事項のあった工事は、平成29年度と比較して件数は1件減少しましたが、割合は昨年度と同等であり、更なる理解の浸透を求めます。
- 建設業法に規定されている建設業許可票の掲示について、改善すべき事項のあった工事は全体の約0.3%であり、点検開始当初の平成14年度（約76%）と比較して大幅に減少しています。
- 一方で、建設業法に規定されている明確な工事内容での下請契約に改善すべき事項のあった工事は全体の約5.2%あり、改善の余地があるため、今後も一斉点検を実施し、適正な施工体制のより一層の確保を図っていきます。

<問合せ先>

国土交通省大臣官房技術調査課（代表）	工事監視官 佐藤 重孝
TEL (03)5253-8111（内線 22306） 直通 (03)5253-8221 FAX (03)5253-1536	
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課建築技術調整室	課長補佐 川原 昌広
TEL (03)5253-8111（内線 23414） 直通 (03)5253-8239 FAX (03)5253-1544	
国土交通省大臣官房公共事業調査室	専門官 安部 将哉
TEL (03)5253-8111（内線 24294） 直通 (03)5253-8258 FAX (03)5253-1560	
国土交通省港湾局技術企画課	課長補佐 青島 豊一
TEL (03)5253-8111（内線 46522） 直通 (03)5253-8905 FAX (03)5253-1652	
国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課	課長補佐 菅野 昌生
TEL (03)5253-8111（内線 49502） 直通 (03)5253-8725 FAX (03)5253-1656	

別紙

－点検結果の概要－

※ [] は平成 29 年度点検結果

1. 今年度の点検結果

(1) 点検結果の総括

- 全体で 768 件の工事を点検（10月1日時点での稼働中工事 7,840 件の約 9.8%）。{H29：全体で 816 件の工事（10月1日時点での稼働中工事 8,262 件の約 9.9%）}
このうち低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）は点検時に現場施工をしている全工事 16 件で点検を実施。
また、重点的な監督業務を実施する工事についても優先的に点検を実施し、35 件（点検件数 768 件の約 4.6%）を点検。
- 点検を実施した結果、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はなかった。
- 点検を実施した工事のうち約 10.8% (83 件) の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られた。
- 今年度の点検結果は昨年度より若干増加した。（H29:78 件、約 9.6%）過去数年間の改善は進んでおり“建設業法”や“公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）”に関する理解の浸透が着実に進んでいることが伺え、特に建設業許可票の掲示（改善すべき事項がある工事の割合は H14:75.6%→H30:0.3%）や施工体系図の掲示（同 H14:18.6%→H30:0.1%）などで顕著である

(2) 点検項目別の点検概要

① 基本点検項目

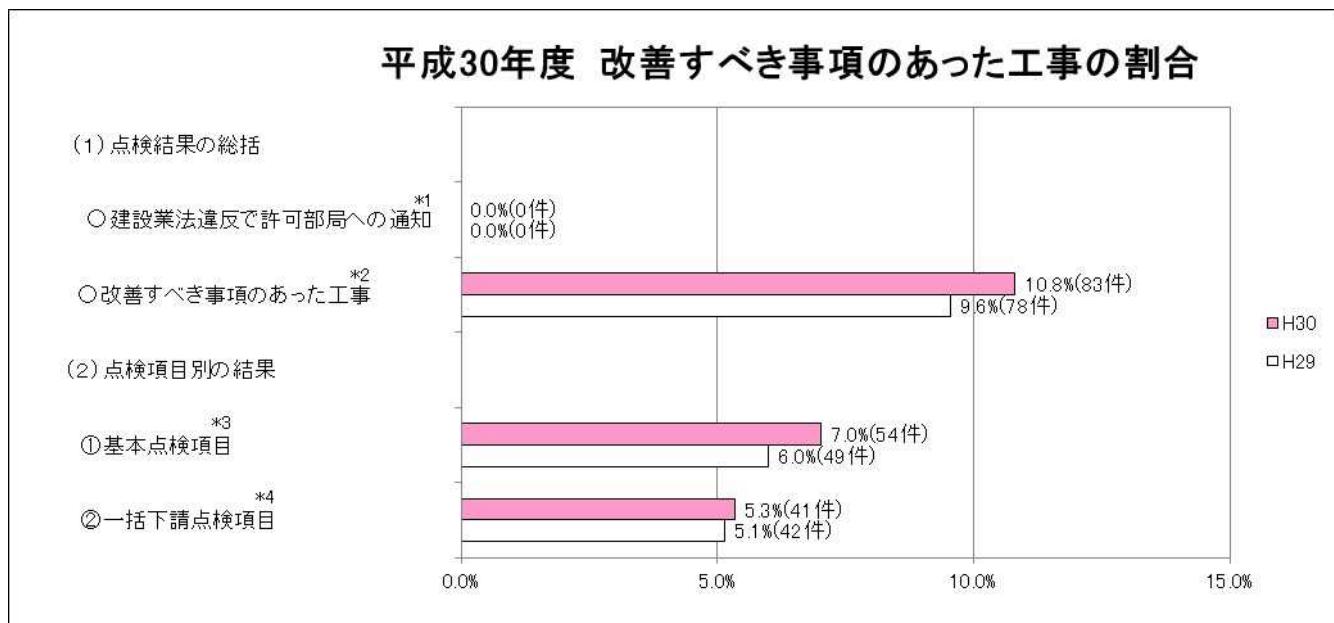
- 監理技術者資格者証の提示、JV の場合の主任技術者の資格要件において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事はなかった。
改善すべき事項が見つかった約 7.0% (54 件) {H. 29 : 約 6.0% (49 件)} の工事について受注者に改善を求めた。
- 建設業法で義務付けられた「施工体制台帳の備え付け」や「建設業許可票の掲示」の履行については、概ね全ての工事（施工体制台帳の備え付け：99.6%、建設業許可票の掲示：99.7%）で適正が確認された。
- 元請業者と下請業者の契約が「明確な工事内容」となっていることについて、改善すべき事項が約 5.2% (40 件) {H29:約 4.8% (39 件)} の工事で確認された。

② 一括下請点検項目

- 改善すべき事項が見つかった約 5.3% (41 件) {約 5.1% (42 件)} の工事について受注者に改善を求めた。
- このうち、改善すべき事項が多かった調査項目は、下請業者に対する完成検査(約 0.9% (7 件))、足場等の点検結果(約 1.1% (4 件))、安全巡視の実施(約 0.8% (6 件))、下請に対する安全管理の指導(約 0.7% (5 件))、作業手順書の作成(約 1.6% (12 件))であった。なお、足場点検については、平成 22 年度より元請業者に対する「足場の点検結果等の記録と保存状況の確認」を新たな調査項目として追加している。

③ 下請業者の点検項目

- 下請業者 513 社に対する調査の結果、下請業者の主任技術者の配置状況に関して建設業法違反(通知)及び指導事項に該当する工事は該当がなかった。
- 一方、464 社の主任技術者へのヒアリングの結果、別途対応を行った件数は、不当な低い請負代金の禁止において、「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が 2 件(0.4%)「請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない」が 2 件 (0.4%)、不当な使用資材等の購入強制の禁止において、「工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された」が 2 件 (0.4%)、「工事に使用する資機材の購入先を指定され利益を害された」が 1 件 (0.2%) あった。
- 足場点検では、「作業前点検及び異常時の補修のいずれかが確認できない」が 0 件、「悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更後の点検結果の保存と、異常を認めたときの補修についての記録がない」が 3 件あった。なお、足場点検については、平成 22 年度より下請業者に対する「足場の点検結果等の記録と保存状況の確認」を新たな調査項目として追加している。



*1 監理技術者等が必要な資格や講習を受講していない場合や、下請業者が必要な建設業許可を持たないで工事を行っている場合等の明らかな建設業法違反があった工事。

*2 明らかな建設業法違反ではないが、何らかの改善すべき事項があった工事。

*3 監理技術者等の配置に関する点検項目、施工体制台帳の備え付けに関する点検項目及び下請け契約に関する点検項目のいずれかに改善すべき事項があった工事。

*4 作業手順書の作成・指導・監督、安全衛生責任者の常駐把握、下請施工に関する段階確認と完成検査の実施、下請業者に対する安全管理の指導などの項目で改善すべき事項があった工事等。

図 1 今年度の点検結果

(3) 特に改善がみられている調査項目

① 建設業許可票の掲示

建設業許可証の掲示は、建設業法第40条において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられている。

点検を開始した平成14年度においては、概ね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、75.6%の工事で、改善すべき点が見つかったが、平成30年度においては、概ね全ての工事で、適切な掲示が行われており、大幅な改善がみられる。

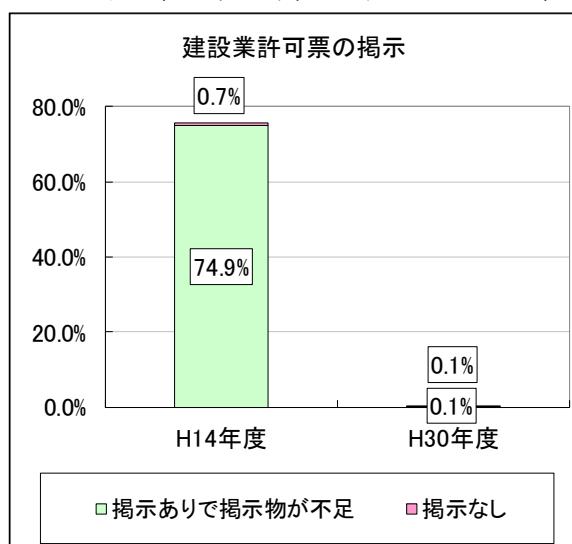


図 2 建設業許可票の掲示に関して改善事項があった工事の割合

② 施工体系図の掲示

施工体系図の掲示は、建設業法24条の7第4項及び適正化法第15条第1項において、建設工事の現場ごとに公衆の見やすい場所に掲示することが、建設業者に義務づけられている。

点検を開始した平成14年度においては、概ね全ての工事で掲示はされていたものの、建設業法や適正化法の趣旨が十分に浸透しておらず、18.6%の工事で、改善すべき点が見つかったが、平成30年度においては、概ね全ての工事で、適切な掲示が行われており、大幅な改善がみられる。

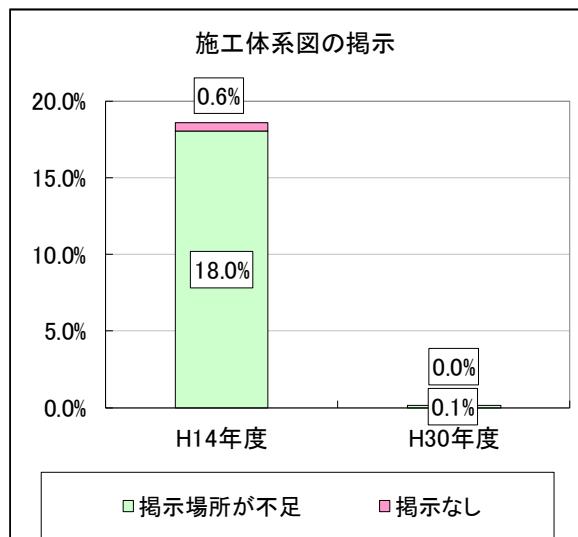


図3 施工体系図の掲示に関して改善事項があつた工事の割合

2. 重点点検項目の点検結果

平成20年度からの経年調査で重点点検項目とした“明確な工事内容での契約（改善すべき事項がある割合はH20:14.8%→H30:5.2%）”は9.6%の改善が見られるが、依然として約5%の工事で不備が見られた。同じく重点点検項目とした“施工体制台帳の備え付け（同H20:2.8%→H30 0.4%）”、“請負代金の適切な支払い方法（同H20:2.6%→H30:1.0%）”も改善がみられた。

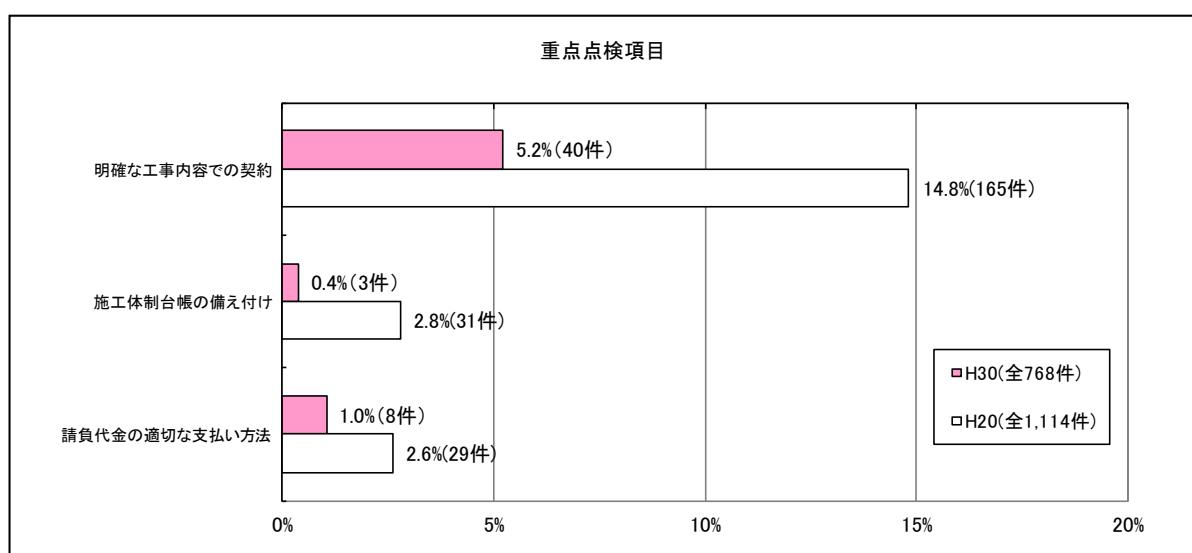


図4 重点点検項目の点検結果

① 明確な工事内容での下請契約

改善すべき事項のあった40件{39件}の工事において、不備内容（重複有り）は69件{67件}あり、明記されていない事項の多い順番は「機械費」3.9% (30件)、「材料費」3.5% (27件)、「数量」0.7% (5件)、「契約工種」0.1% (1件)であった。

その中で、「材料費」(H20:8.2%→H30:3.5%)は4.7%の大幅な改善がみられた。また、「機械費」(H20:5.9%→H30:3.9%)も2.0%の改善がみられた。

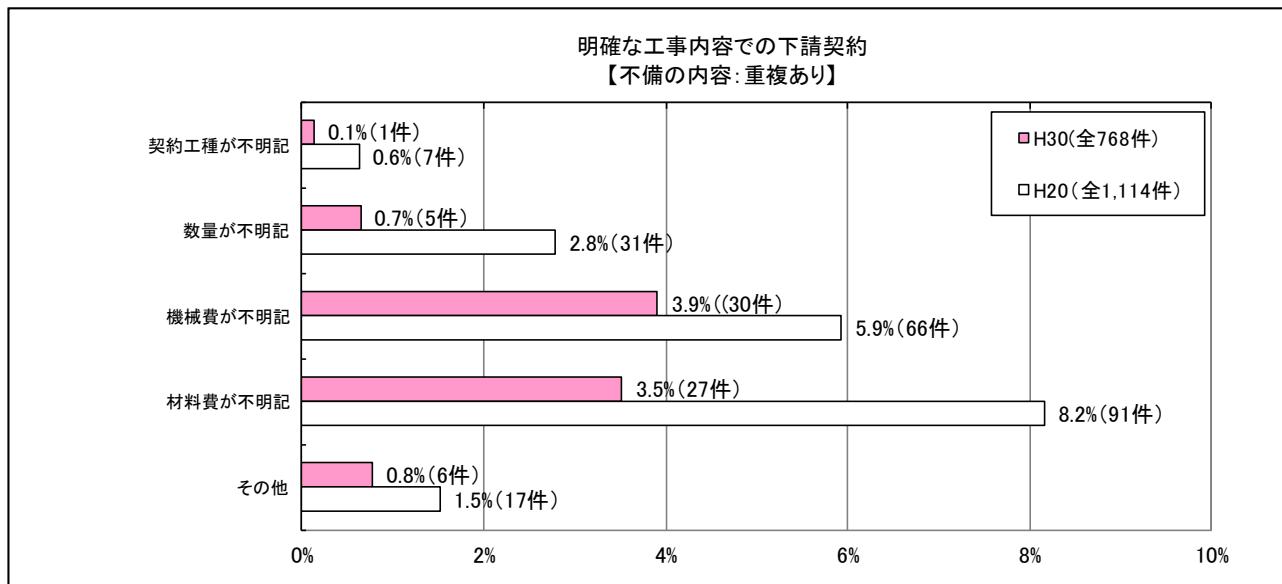


図 5 明確な工事内容での下請契約における不備内容

これらの不備が生じた主な理由としては、「明記の必要性の認識不足」「口頭確認で不明」「記載漏れ」「慣例による不明記」の回答が約7割を占めた。

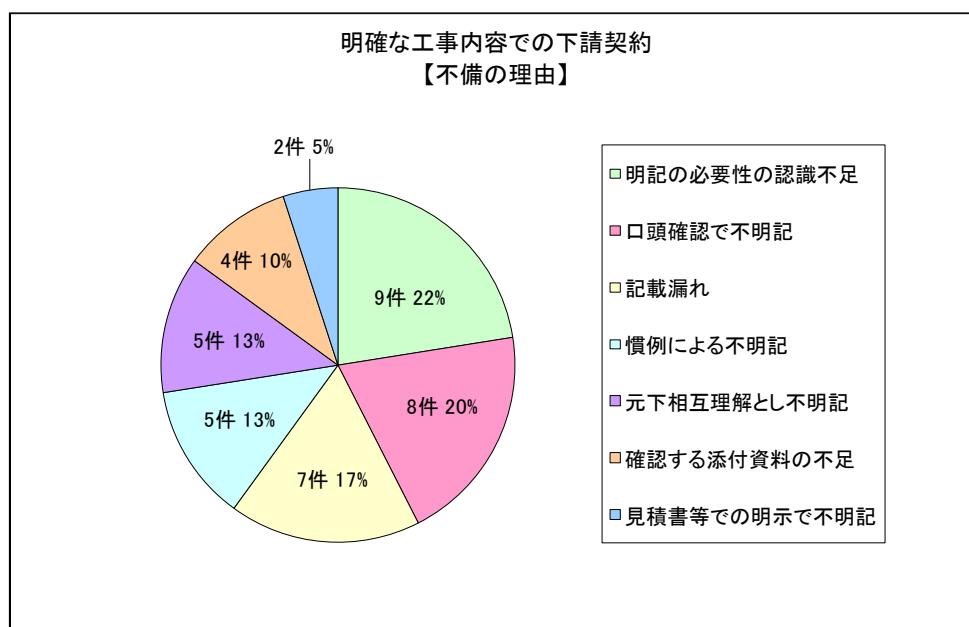
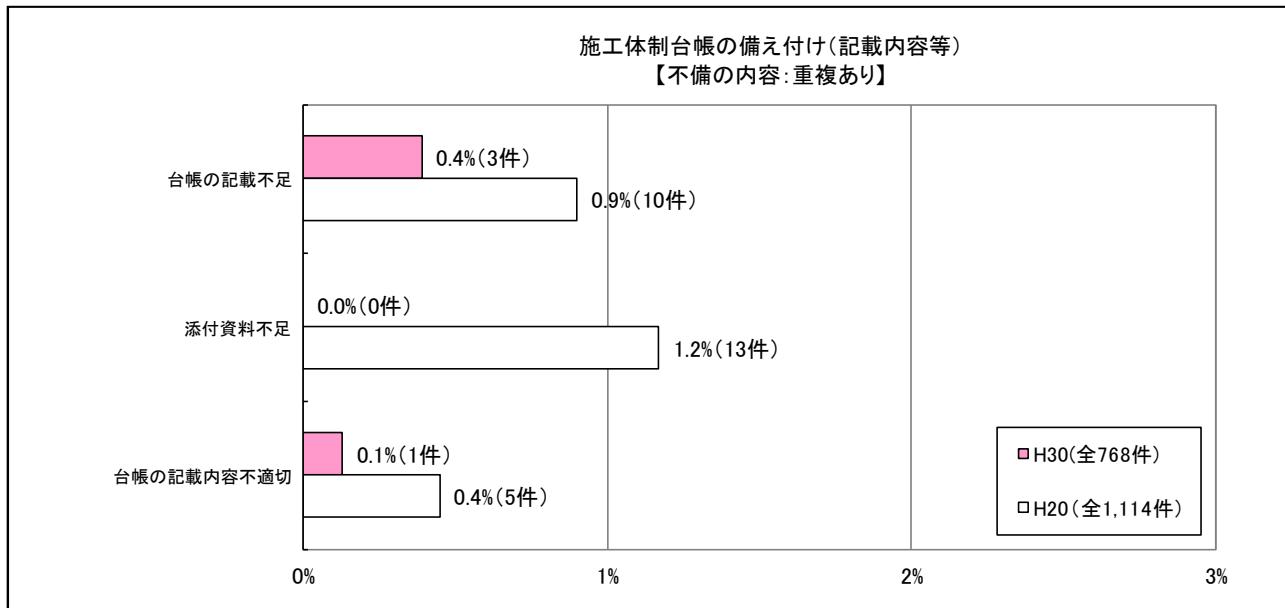


図 6 明確な工事内容での下請契約における不備の理由

② 施工体制台帳の備え付け(記載内容等)

改善すべき事項のあった4件{5件}のうち、不備内容（重複有り）の多い順番は「台帳の記載不足」0.4%（3件）、「台帳の記載内容不適切」0.1%（1件）であった。平成20年度と比べ「添付資料不足」の改善すべき事項はなくなった。



これらの不備が生じた主な理由としては「必要性の認識不足」の回答が約7割を占めた。

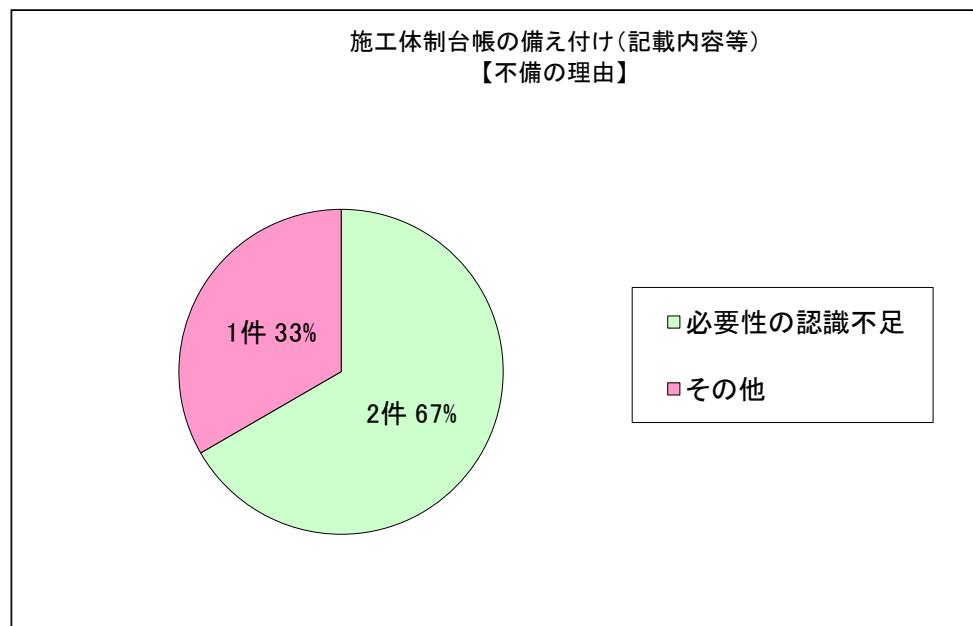


図 8 施工体制台帳の備え付けにおける不備の理由

③ 請負代金の支払い方法

点検件数(768 件)のうち、約 1.0% (8 件) の不備があった。不備内容（重複有り）は「労務費が現金払でない」と「支払方法の記載なし」がそれぞれ 0.5% (4 件) であった。
「手形が 120 日以内でない」では 0.0% (0 件) と該当がなかった。

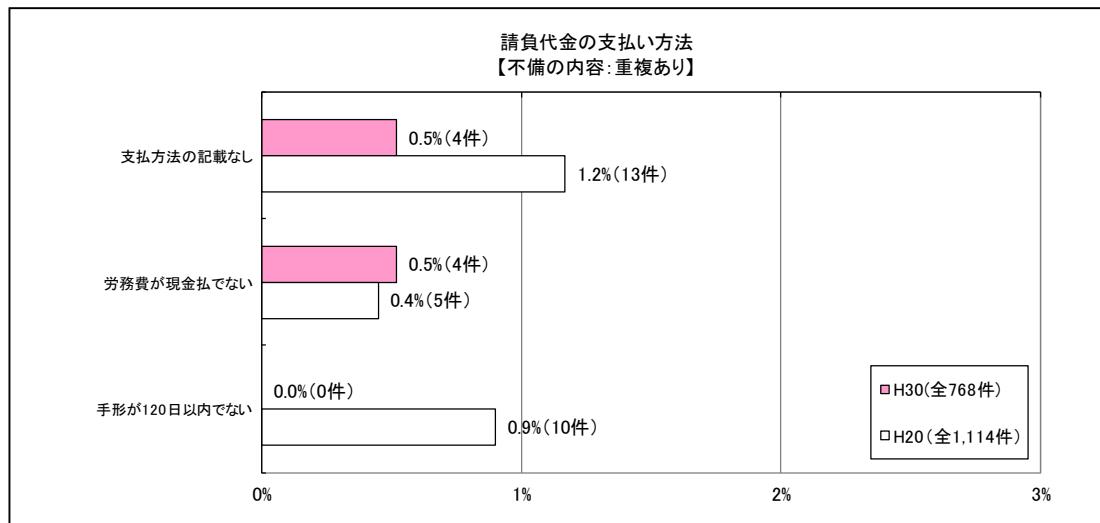


図 9 請負代金の支払い方法における不備内容

これらの不備が生じた主な理由としては「社内規定が不適切」の回答が約 6 割を占めた。

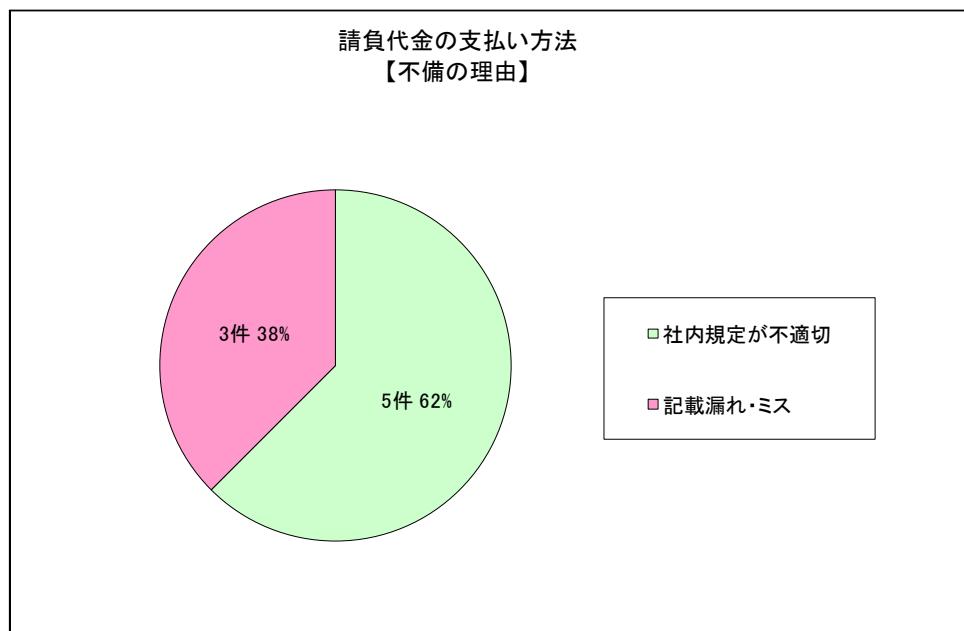


図 10 請負代金の支払い方法における不備の理由

(1)参考資料

平成 30 年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について (参考資料)

1. 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、受注者による適正な施工体制の確保が重要であることから、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられているところです。また、平成 13 年 4 月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）では、適正な施工体制の確保がより一層求められるとともに、平成 17 年 4 月施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」においても、附帯決議の中で「施工体制の適正化を図るため、工程表及び施工体制台帳の発注者に対する提示が徹底されるように努める」ことが盛り込まれています。

このため、国土交通省では、施工体制の点検要領等を定め、各工事を担当する監督職員によって日頃から施工体制の点検を行っているところですが、適正化法等の趣旨を一層徹底するため、平成 14 年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施しており、今年度の実施結果を以下のようにとりまとめました。

2. 国土交通省直轄工事における実施方法

(1) 点検期間

平成 30 年 10 月から 12 月を全国一斉点検期間とし、抜き打ちで点検を実施しました。

(2) 対象工事

請負金額が 3,500 万円以上の工事（建築工事においては、7,000 万円以上の工事）。なお、平成 28 年 5 月 31 日以前に契約を締結した工事においては 2,500 万円以上で稼働中の工事（建築工事においては、5,000 万円以上）。

特に低入札価格調査制度調査対象工事及びこれに準じて重点的な監督業務を実施する工事（以下「低入札工事等」という。）に重点をおいて点検を行いました。（低入札工事等以外の工事を「一般工事」とする。）

計	768 件（稼働中工事 7,840 件の約 9.8%）	
内訳	一般工事 717 件（点検件数 768 件の約 93.4%）	
低入札工事等	低入札工事	16 件（点検件数 768 件のうち、低入札工事全工事）
	それに準じて重点的な監督業務を実施する工事	35 件（点検件数 768 件の約 4.6%）

(3) 点検内容

建設業法及び適正化法に定める監理技術者等の配置、施工体制台帳の備え付け状況等の項目と下請契約に関する項目を、元請業者に対する点検項目としました。また、元請業者が下請業者に対して「不当に低い下請負代金での契約」や「不当な使用資材等の購入強制」等を行っていないかについて確認するため、請負額 3,500 万円以上（平成 28 年 5 月 31 日以前に契約を締結した工事においては 2,500 万円以上）の下請業者の主任技術者にヒアリングを実施しました。

I . 基本点検項目

1. 監理技術者の配置

- (1)元請業者の監理技術者等の資格者証・講習修了証の提示（JV構成員含む）、常駐（JV構成員のみ）（建設業法第26条、同条第5項等）
- (2)「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者」の資格
- (3)「元請がJVの場合の幹事会社以外の主任技術者」の常駐（専任）

2. 施工体制台帳の備え付け等

- (1)施工体制台帳の備え付け（建設業法第24条の7、重点点検）
- (2)施工体系図の掲示（建設業法第24条の7第4項及び適正化法第13条第3項）
- (3)建設業許可票の掲示（建設業法第40条）

3. 下請契約

- (1)下請業者の建設業許可（建設業法第3条）
- (2)明確な工事内容での下請契約（建設業法第19条第1項及び第2項、重点点検）
- (3)適切な請負代金の支払い方法（建設業法第19条第1項、重点点検）

II . 一括下請点検項目

1. 元請業者の下請施工の関与状況

- (1)発注者との協議
- (2)施工計画書（品質管理計画等の立案）
- (3)工程管理の実施
- (4)施工管理（品質確保、検査・試験記録の保管）
- (5)下請業者の完成検査
- (6)安全管理（安全巡視員の配置と安全巡視の実施、下請の安全衛生責任者の確認、作業主任者等の確認、足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認）
- (7)施工調整・指導監督（施工体制台帳の把握、下請業者の主任技術者資格の把握、安全管理に対する指導、段階確認の実施、作業手順書の作成）

2. 施工体系（紛らわしいケースの点検）

- (1)主たる一次下請人に直営施工がないケース
- (2)特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工しているケース
- (3)工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工しているケース
- (4)請人に直営施工がなく再下請人が実質施工しているケース

III . 下請業者の点検項目

1. 下請業者の主任技術者の配置状況

- (1)下請の主任技術者の資格
- (2)下請の主任技術者の専任
- (3)下請の主任技術者の同一性

2. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

- (1)不当に低い下請負代金の禁止
- (2)不当な使用資材等の購入強制の禁止
- (3)契約どおりの下請負代金の支払い実態
- (4)足場等の点検結果等の記録と保存状況の確認

(4) 点検方法

点検は、当該工事を担当する監督職員以外の企画部（工事品質調整官、総括技術検査官、技術検査官）、営繕部（技術・評価課長等）、港湾空港部（港湾空港整備課長等）、各事務所等（副所長、工事品質管理官、技術課長、工務課長等）の職員により実施しました。点検にあたっては、主任監督員の立会のもとで、抜き打ちで各工事現場に立ち入り、受注者に関係資料の提示等を求めていました。

3. 国土交通省直轄工事の点検結果

I. 基本点検項目

1. 監理技術者等の配置に関する点検

本点検項目において、点検日当日、監理技術者資格者証を携帯しておらず元請会社に所属している者であることが確認できない工事が 1 件、監理技術者講習修了証を携帯しておらず確認できない工事が 3 件でした。

2. 施工体制台帳の備付け等に関する点検

本点検項目については、概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できたものの、一部の工事において、現場に備え付けてあるが施工体制台帳に不足がある（3 件、約 0.4%）、施工体系図の掲示がない（0 件、約 0%）、掲示はされているが、場所が不適（1 件、約 0.1%）、建設業許可票について下請業者の 1 部が確認できない（1 件、約 0.1%）、掲示がない（1 件、約 0.1%）の改善すべき事項が見られましたので、受注者に対し改善を求めています。

3. 下請契約に関する点検

本点検項目は、多くの工事で適正に行われていることが確認されました。

本点検項目において、明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要な工事が 0 件でした。

明確な工事内容での契約について確認したところ、機械費や材料費が不明確であるなど改善事項が見られました。（35 件 4.6%）

また、下請負代金の支払い方法についても、支払代金に占める現金の比率や手形の期間などについて、一部の工事において改善すべき事項がみられました。（8 件 約 1.0%）

II. 一括下請点検項目

1. 元請業者の下請施工の関与状況

本点検項目については、点検内容別に見ると概ね全ての工事において、適正に行われていることが確認できましたが、点検項目全体で見ると改善すべき事項がある工事が 41 件（約 5.3%）ありました。

（点検項目の各点検内容で、改善すべき事項が一つでもある工事を『改善すべき事項がある工事』としています。）

中でも、下請負業者の完成検査の検査実施状況を確認できないものが 7 件（約 0.9%）、安全巡視の実施が 6 件（0.8%）、足場の点検が 4 件（約 1.1%）、下請に対する安全管理の指導が 5 件（0.7%）、作業手順書の有無が確認できないものが 12 件（1.6%）みられたので、受注者に対して改善を求めています。

2. 施工体系の点検（紛らわしいケースの点検）

本点検項目は、一括下請けが行われている場合に現れやすい施工体系を外形的に確認するものです。点検の結果、主たる一次下請人に直営施工がない工事が 0 件、特定の一次下請人が工事全体の大部分を施工している工事が 1 件、工区割された近接工事を同一の一次下請人が施工している工事が 6 件、下請人に直営施工がなく再下請人が実質施工している工事が 0 件、紛らわしい施工体系の工事が合計 7 件ありました。

□. 一括下請点検項目

1. 下請の主任技術者の配置状況(平成 18 年度から実施)

請負額 3,500 万円以上（建築工事は 7,000 万円以上）なお、平成 28 年 5 月 31 日以前に契約を締結した工事では、請負金額が 2,500 万円以上で稼働中の工事（建築工事においては、5,000 万円以上）の下請業者に対して、主任技術者の資格、専任及び同一性について確認を行いました。

明らかな建設業法違反で許可部局への通知が必要なものはありませんでした。

2. 下請業者の主任技術者へのヒアリング

元請業者が下請業者に対し、不当に低い請負代金での契約や不当な使用資材等の購入強制等を行っていないかについて、下請業者（464 社）の主任技術者へヒアリングを実施しました。

その結果、別途対応の件数は、以下の通りとなりました。

不当な低い請負代金の禁止において、「注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した」が 2 件、「請負代金の額が通常必要と認められる原価に満たない」が 2 件ありました。

不当な使用資材等の購入強制の禁止において、「工事に使用する資材又は機械器具を指定され利益を害された」が 2 件、「工事に使用する資機材の購入先を指定され利益を害された」は 1 件でした。

請負代金の支払い状況において、「契約書と違う支払い」が 7 件ありました。

足場点検において、「点検していない」が 0 件、「作業前点検及び異常時の補修のいずれかが確認できない」が 0 件、「悪天候等や足場等の組立て・一部解体若しくは変更の後の点検結果の保存と、異常を認めたときの補修についての記録のいずれかがない」が 3 件ありました。

以上の別途対応の事項については、元請への確認を行い、必要により元請に改善を指導しています。

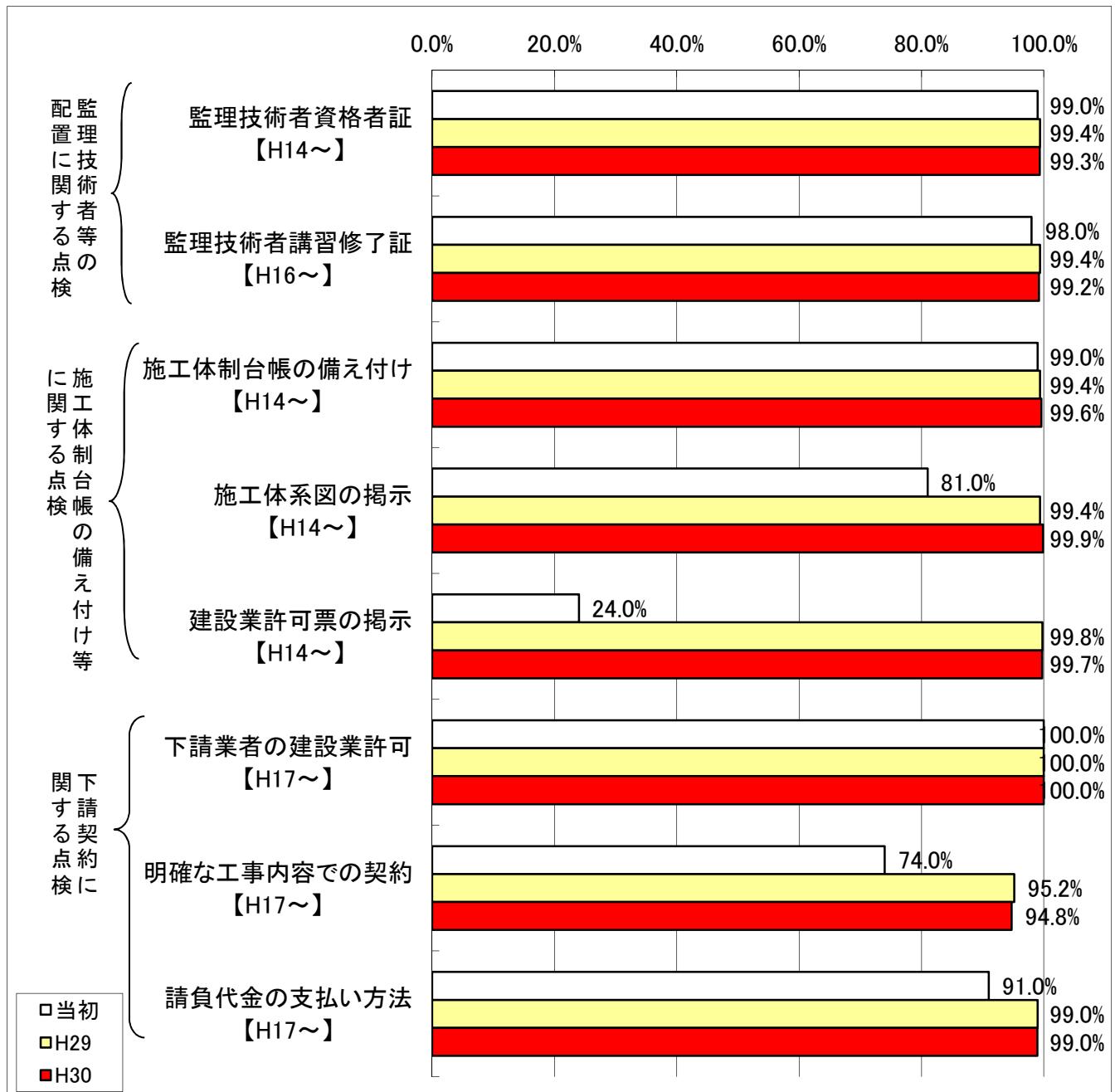


図-1. 適正であった工事の割合

II. 一括下請点検項目

	適正	一部不良	不良
発注者との協議	99.7%	0.3%	0.0%
施工計画書			
品質管理計画等の立案	100.0%	0.0%	0.0%
工程管理の実施	99.7%	0.3%	0.0%
施工管理			
品質確保	99.7%	0.1%	0.1%
検査・試験記録の保管	100.0%	0.0%	0.0%
下請業者の完成検査	99.0%	0.6%	0.4%
安全管理			
安全巡回員の配置と安全巡回の実施	99.2%	0.7%	0.1%
下請の安全衛生責任者の確認	99.6%	–	0.4%
作業主任者等の把握	100.0%	–	0.0%
足場等の点検 ※H22年度新規追加	98.9%	0.5%	0.5%
施工調整・指導監督			
施工体制台帳の把握	99.7%	0.3%	0.0%
下請業者の主任技術者資格の把握	100.0%	0.0%	0.0%
安全管理に対する指導	99.3%	–	0.7%
段階確認の実施	99.9%	–	0.1%
作業手順書の作成	98.4%	–	1.6%

表-2. 一括下請点検結果